



令和6年5月27日  
保健医療局生活衛生部生活衛生課  
市民局防災・危機管理部地域防災課

市政記者各位

## 飼い主とペットが同じ場所で過ごせるペット同伴者専用避難所の試行設置について

福岡市では、災害時のペットの避難について、飼い主がペットを連れて避難することを原則としていますが、動物が苦手な方や動物アレルギーを持っている方など様々な人が過ごす場所であることを考慮し、指定避難所ではペットは飼い主と別の場所で飼育管理することとしています。

しかし、ペットと別の場所で生活すること等に対し不安に感じるという飼い主の方もいることから、ペットと同じ場所で過ごすことが可能な専用避難所を試行的に設置することとしましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- 1 受入対象者** ペットがいることによって、最寄りの指定避難所への避難が難しい市民  
※受入条件や避難の流れ等の詳細は【別紙参照】
- 2 運用開始日** 令和6年6月1日（土）
- 3 開設基準** 地震や風水害に伴い市内の指定避難所が開設されたとき
- 4 設置場所** ①東部動物愛護管理センター（福岡市東区蒲田 5-10-1）：4世帯まで  
②家庭動物啓発センター（福岡市西区内浜 1-4-22）：6世帯まで

#### 【問い合わせ先】

保健医療局 生活衛生課【専用避難所に関すること】

課長 藤沢、動物愛護管理係長 廣田 電話：092-711-4273（内 2253）

市民局 地域防災課【その他避難に関すること】

課長 小川、避難支援係長 山本 電話：092-711-4156（内 1726）

## ペット同伴者専用避難所の試行設置について

### 1 受入対象者

ペットがいることによって、最寄りの指定避難所への避難が難しい市民

- 例) ・ペットと同じスペースで生活できないことに不安を感じる。
- ・近くにいないと飼い犬が吠え続ける。
- ・周囲への影響が気になる。 等

### 2 運用開始日

令和6年6月1日(土)

### 3 開設基準

地震や風水害に伴い市内の指定避難所が開設されたとき

### 4 設置場所

① 東部動物愛護管理センター(福岡市東区蒲田5-10-1) : 4世帯まで

② 家庭動物啓発センター(福岡市西区内浜1-4-22) : 6世帯まで

※飼い主とペットと一緒に過ごすことができる避難用テントを用意します。

※駐車場を1世帯に1台分を用意します。



東部動物愛護管理センター



家庭動物啓発センター



避難用テント(約4㎡)

### 5 受入条件

○犬、猫、小動物(ハムスターやうさぎ等の哺乳類、鳥類など)

○ケージやキャリーバッグなどに入れて管理できること。

○避難者が、適切に管理・制御できる個体、頭数であること。

※受入れ対象外となるもの

○ケージに入らない大きな動物(大型犬など)

○逃げ出すと人に危害を加える恐れがある動物

(ニシキヘビやワニガメ等)

## 避難する際の流れ

- 1 避難をする前に専用ダイヤルに連絡し予約する。  
※受入世帯数に限りがあるため、必ず事前にお電話をお願いします。

**専用ダイヤル番号 080-1370-3009**

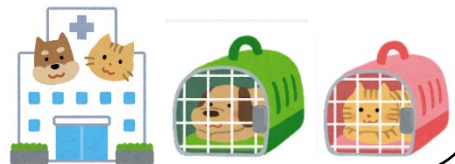
※避難所開設時のみ利用可能です。

- 2 ペットをケージなどに入れ、避難所に行く。  
避難時に必要なフードやペットシートなどの物資は各自でご準備ください。  
避難者（飼い主）の食料や飲料水も、ご自身でご準備ください。
- 3 1世帯当たりテント1張（約4㎡）となります。
- 4 避難所ではルールを守って過ごしていただくようお願いします。

## 飼い主の方へのお願い

災害発生時に大切なペットを守るためには、日頃からの備えが大切です。

- 日頃からの健康管理と基本的なしつけ  
予防接種、ノミ・ダニの駆除、不妊去勢手術、しつけ、ケージに慣らす 等
- 必要な物資（ペットフードや水、薬、ペットシート等）の備蓄  
※救援物資が届くまでの時間を考慮し、少なくとも5日分は用意しましょう。
- 万が一ペットが逃げ出した場合に備えた所有者の明示  
マイクロチップや迷子札・鑑札などの装着
- ペットの一時預け先の確保



### 【問い合わせ先】

保健医療局 生活衛生課【専用避難所に関すること】

課長 藤沢、動物愛護管理係長 廣田 電話：092-711-4273（内 2253）

市民局 地域防災課【その他避難に関すること】

課長 小川、避難支援係長 山本 電話：092-711-4156（内 1726）